

認定社会福祉士取得における強化ルートについて

2025年9月20日

認定社会福祉士認定規則（2011年10月30日規則第2号）第9条第5号のイに規定する認定社会福祉士認定研修と同等の研修受講を要件とする強化ルートについて定める。

（定義）

第1条 認定社会福祉士認定規則第9条第5号のイに規定する認定社会福祉士認定研修と同等の研修を「強化ルート研修」という。

2 認定社会福祉士の認定申請のためのルートのうち、「強化ルート研修」の修了が要件となるものを「強化ルート」という。

（申請に必要な単位）

第2条 「強化ルート」によって認定社会福祉士の認定申請を行う者は、以下の第2項又は第3項を満たしておかなければならない。

2 日本社会福祉士会の生涯研修制度の基礎課程修了者であって、スーパービジョン実績（受ける）並びに共通専門研修及び分野専門研修から合計8単位を取得していること。ただし、合計8単位については、次の各号の全てを満たしておかなければならない。

（1）スーパービジョン実績（受ける）4単位は必須とする。なお、登録スーパーバイザーについては、共通専門研修及び分野専門研修の単位をスーパービジョン実績（受ける）の単位として読み替えることができる。

（2）共通専門研修又は分野専門研修のいずれか2単位は必須とする。なお、分野専門研修の分野は問わない。

3 日本医療ソーシャルワーカー協会の認定医療ソーシャルワーカー登録者であって、スーパービジョン実績（受ける）またはスーパービジョン実績（する）から6単位を取得していること。なお、登録スーパーバイザーについては、スーパービジョン実績（する）の単位をスーパービジョン実績（受ける）の単位に読み替えることができる。

4 第2項及び第3項の規定に関わらず、スーパービジョン実績（受ける）の単位数のうち2単位については、認定社会福祉士登録から初回更新申請までの間に取得できるものとする。なお、更新に必要な単位との重複は認められない。